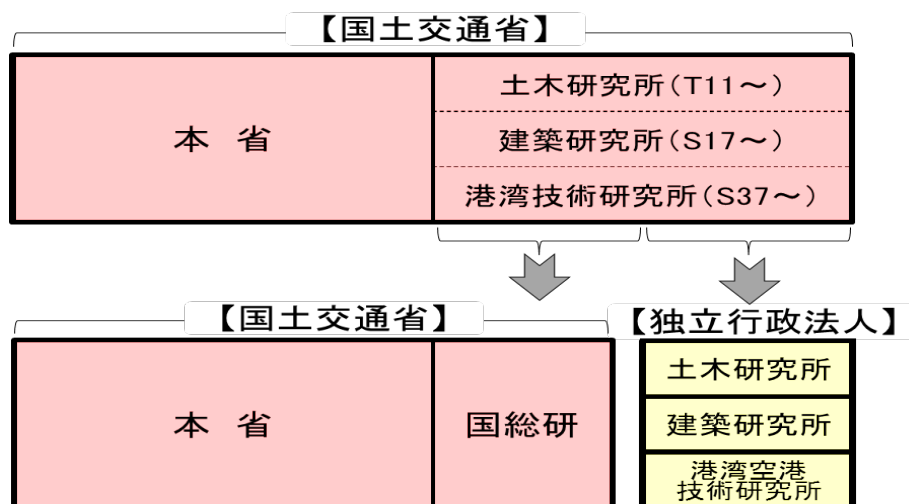


第1章

総論

1. 沿革

平成 13 年 4 月 1 日 国土交通省の土木研究所、建築研究所、港湾技術研究所の3機関の業務のうち国土交通本省と密接不可分の業務を担う部分を一つにまとめ「国土技術政策総合研究所」が発足。



以降の主な組織改正

平成 21 年 4 月 1 日 気候変動適応研究本部設置。

平成 24 年 4 月 6 日 沿岸海洋・防災研究部設置、沿岸海洋研究部廃止。

平成 25 年 5 月 15 日 環境研究部廃止。

平成 25 年 5 月 16 日 環境研究推進本部設置。

平成 26 年 4 月 1 日 総務管理官（旭）、土砂災害研究部、道路交通研究部、道路構造物研究部、防災・メンテナンス基盤研究センター設置。
道路研究部、総合技術政策研究センター、高度情報化研究センター、危機管理技術研究センター廃止。
防災・減災研究推進本部、メンテナンス研究推進本部設置。

平成 28 年 3 月 7 日 i-Construction 推進本部設置。

平成 28 年 4 月 1 日 社会資本マネジメント研究センター設置。
防災・メンテナンス基盤研究センター廃止。

平成 29 年 4 月 1 日 熊本地震復旧対策研究室を熊本県阿蘇郡南阿蘇村に設置。

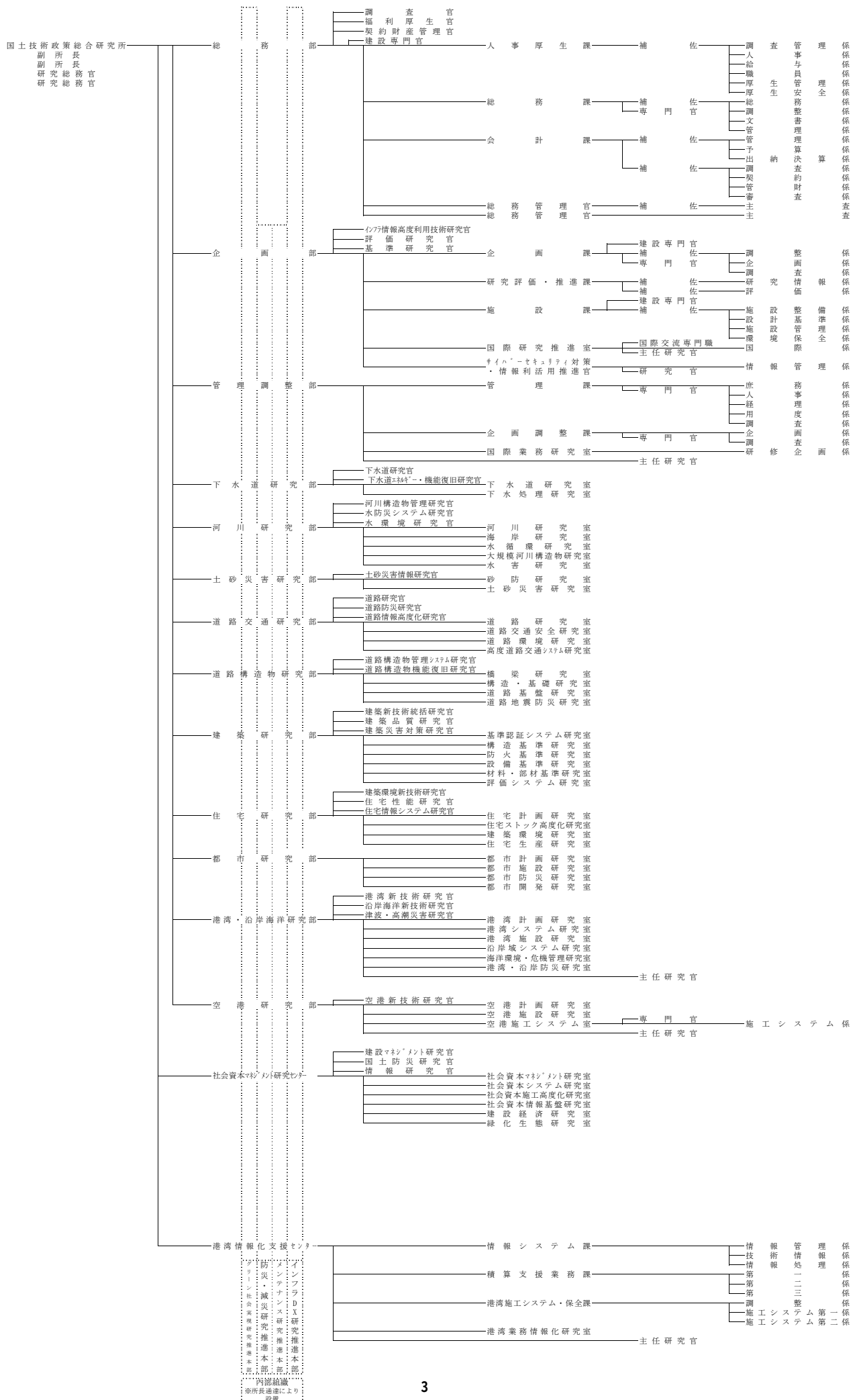
令和 3 年 3 月 5 日 インフラ DX 研究推進本部設置、i-Construction 推進本部廃止。

令和 4 年 3 月 31 日 熊本地震復旧対策研究室廃止。

令和 5 年 4 月 1 日 港湾・沿岸海洋研究部、港湾情報化支援センター設置。
沿岸海洋・防災研究部、港湾研究部廃止。

令和 5 年 7 月 3 日 グリーン社会実現研究推進本部設置。
気候変動適応研究本部、環境研究推進本部廃止。

2. 組織（令和6年3月31日現在）



3. 職 員

3.1 定 員

<合計>

年度	官職別	指定職	行 政 職			研究職	合 計
			事務官	技官	計		
4年度末		3	57	37	94	255	352
5年度末		3	57	38	95	253	351
増 △減員				1	1	△ 2	△ 1
13年度末（国総研発足時）		3	89	52	141	251	395

3.2 研究職職員専攻分野

令和5年4月1日現在

種 別	専 攻	企 画 部	管 理 調 整 部	下 水 道 研 究 部	河 川 研 究 部	土 砂 災 害 研 究 部	道 路 交 通 研 究 部	道 路 構 造 物 研 究 部	建 築 研 究 部	住 宅 研 究 部	都 市 研 究 部	海 港 洋 湾 研 究 部	空 港 研 究 部	メ ン ト 研 究 セ ン タ ー	社 会 資 本 マ ネ ジ ン グ セ ン タ ー	タ 港 湾 情 報 化 支 援 セ ン タ ー	合 計
大 学	土 木	3	1	4	(5) 11		(2) 12	(1) 9				6	3	(1) 10	1		(9) 60
	建 築	2	1						(9) 14	(4) 7	3		1	1			(13) 29
	都 市			(1) 2				2	1	(1) 1	(1) 1						(3) 7
	都 市 シ ス テ ム			1	(1) 1		1	1									(1) 4
	社 会										(1) 2						(1) 2
	建 設	1			2		1	1	(1) 1		1			1			(1) 8
	社 会 基 盤				2		1	(1) 1						1			(1) 5
	社 会 開 発		1					(1) 1						(1) 1			(2) 3
	社 会 工 学		1								1			(1) 1			(1) 3
	林 学					2								1			3
	交 通 土 木				(1) 1			1				1					(1) 3
	水 工 土 木													1			1
	農 学	1		1		1								(1) 2			(1) 5
	農 業													(1) 1			(1) 1
	衛 生			1	1												2
	電 気											1		1			2
	電 気 ・ 電 子						1										1
	環 境			1						(1) 1				1			(1) 3
	建 設 環 境				1												1
	森 林					1											1
	機 械									1				2			3
	機 械 シ ス テ ム													1			1
	都 市 環 境				(1) 1		(1) 1			(2) 2		1		1	1		(4) 7
	都 市 社 会						1										1
	情 報				1		1										2
	地 球 科 学															1	1
	環 境 社 会 工 学						1					1					2
	環 境 科 学										(1) 1						(1) 1
	環 境 地 球			1													1

種 別	専 攻	企 画 部	管 理 調 整 部	下 水 道 研 究 部	河 川 研 究 部	土 砂 災 害 研 究 部	道 路 交 通 研 究 部	道 路 構 造 物 研 究 部	建 築 研 究 部	住 宅 研 究 部	都 市 研 究 部	海 港 洋 湾 研 ・ 究 沿 部 岸	空 港 研 究 部	メ ン ト 研 究 セ ン タ ー	社 会 資 本 マ ネ ジ ン グ	タ イ ワ ン 情 報 化 支 援 セ ン タ ー	合 計
大 学	環 境 資 源					1											1
	生 物 資 源				1												1
	地 球				1	1											2
	地 球 環 境							1				1					2
	地 球 工 学				1	(1) 1							1				(1) 3
	工 学			2	3			3				(4) 8	(1) 1	(1) 3		1	(6) 21
	生 活 空 間								(1) 1								(1) 1
	生 産 環 境					1	1										2
	市 民 工 学			1			1										2
	シ ス テ ム 生 命 学												1				1
	水 圏 生 物 学				(1) 1												(1) 1
	エ ネ ル ギ ー 科 学						1										1
	理 工 学	1		1	1	(1) 1	1		(1) 1								(2) 6
	森 林 科 学	1				1											2
	工 学 シ ス テ ム				1												1
	人 間 環 境 シ ス テ ム						1	1						1			3
	エ ネ ル ギ ー 工 学											1					1
	物 理								(1) 1								(1) 1
	都 市 基 盤 環 境				1												1
	電 子													1			1
	環 境 ・ 生 命			1													1
	地 球 環 境 科 学											(1) 1					(1) 1
	土 木 ・ 環 境 工 学				1									1			2
	社 会 環 境 工 学						1										1
	芸 術									(1) 1							(1) 1
	地 球 シ ス テ ム				1												1
	機 械 工 学													1			1
	環 境 工 学										1						1
	建 築 ・ 都 市 シ ス テ ム 工 学											1					1
	生 命 工 学										(1) 1						(1) 1
	理 工								(1) 1								(1) 1
	国 際 開 発 農 学								(1) 1								(1) 1

種 別	専 攻	企 画 部	管 理 調 整 部	下 水 道 研 究 部	河 川 研 究 部	土 砂 災 害 研 究 部	道 路 交 通 研 究 部	道 路 構 造 物 研 究 部	建 築 研 究 部	住 宅 研 究 部	都 市 研 究 部	海 港 洋 湾 研 ・ 究 沿 部 岸	空 港 研 究 部	メ ン ト 研 究 セ ン タ ー	社 会 資 本 マ ネ ジ ン グ	タ ワ ナ 情 報 化 支 援 セ ン タ ー	合 計
短大・高専	土 木	1		1				1						1			4
	土 木 建 築 工 学							1									1
	生産・建設システム													1			1
高 等 学 校					1			2	1		1		1	1			7
合 計		10	4	(1) 17	(9) 34	(2) 10	(3) 26	(3) 25	(15) 22	(9) 13	(4) 12	(5) 22	(1) 8	(6) 36		4	(58) 243

※所長等の幹部職員は企画部に含む。上段 () 内書は博士数

4. 所掌事務

所 長

所長は、国土技術政策総合研究所の事務を掌理する。

副 所 長

副所長は、所長を助け、命を受けて国土技術政策総合研究所の事務をつかさどる。

研究総務官

研究総務官は、命を受けて、重要な研究に関し、総括して指導を行う。

◎総 務 部

総務部は、次に掲げる事務（管理調整部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 1 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 2 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 3 国土技術政策総合研究所の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 4 所長の官印及び所印の保管に関すること。
- 5 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 6 広報に関すること。
- 7 機構及び定員に関すること。
- 8 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 9 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 10 前各号に掲げるもののほか、国土技術政策総合研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

調 査 官

調査官は、命を受けて、総務部の所掌事務の一部を整理する。

福利厚生官

福利厚生官は、職員の福利厚生に係る企画及び立案に関する事務を整理する。

契約財産管理官

契約財産管理官は、次に掲げる事務を整理する。

- 1 入札及び契約に係る企画及び立案、調整並びに苦情の処理に関すること。
- 2 国有財産の管理及び処分に係る企画及び立案並びに調整に関すること。

人事厚生課

人事厚生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 2 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 3 職員に貸与する宿舍に関すること。
- 4 表彰及び儀式に関すること。
- 5 恩給に関する連絡事務に関すること。
- 6 公務の執行により第三者が死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合における損害の賠償又は補償に関すること。

総 務 課

総務課は、次に掲げる事務（総務管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 1 国土技術政策総合研究所の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 2 所長の官印及び所印の保管に関すること。
- 3 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 4 広報に関すること。
- 5 機構及び定員に関すること。
- 6 庁内の管理に関すること。
- 7 前各号に掲げるもののほか、国土技術政策総合研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

会 計 課

会計課は、次に掲げる事務（総務管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 1 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 2 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

総務管理官

総務管理官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 下水道研究部、河川研究部、土砂災害研究部、道路交通研究部及び道路構造物研究部並びに社会資本マネジメント研究センター（以下この条において「下水道研究部等」という。）並びに建築研究部、住宅研究部及び都市研究部（以下この条において「建築研究部等」という。）の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 2 下水道研究部等及び建築研究部等に係る公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 3 下水道研究部等及び建築研究部等に係る広報

に關すること。

- 4 下水道研究部等及び建築研究部等に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に關すること。
- 5 建築研究部等に係る物品の管理に關すること。
- 6 建築研究部等に係る庁内の管理に關すること。

◎企 画 部

企画部は、次に掲げる事務（管理調整部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 1 調査、研究及び開発に係る業務の企画及び立案並びに総括を行うこと。
- 2 技術の指導に關する企画及び立案並びに調整を行うこと。
- 3 業績の発表を行うこと。
- 4 調査、研究及び開発に關する評価（以下「研究評価」という。）に關すること。
- 5 技術に關する渉外に關すること。
- 6 無体財産權に關すること。
- 7 図書、文献その他研究及び開発に關する資料に關すること。
- 8 調査、研究及び開発の報告書及び広報に係る資料の編集及び刊行に關すること。
- 9 海外の土木に係る建設技術（以下「土木技術」という。）並びに建築及び都市計画に係る技術（以下「建築・都市計画技術」という。）に關する基礎的な調査及び研究を行うこと。
- 10 國際協力に關する企画及び立案並びに調整を行うこと。
- 11 調査、研究及び開発に必要な機械器具及び施設の整備に關すること。
- 12 調査、研究及び開発に係る業務のうち、模型施設その他これに類する施設の設計に關すること。
- 13 廃水及び廃水処理施設の管理に關すること。
- 14 受変電設備、集中空氣調和設備その他これに類する設備の管理に關すること。
- 15 土木技術及び建築・都市計画技術に係る基準に關する基礎的な調査及び研究の企画及び立案並びに調整を行うこと。

インフラ情報高度利用技術研究官

インフラ情報高度利用技術研究官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 社会資本の整備に關する情報を高度に利用するための技術（次号及び第三号において「インフラ情報高度利用技術」という。）の調査、研究及び開発に係る事項についての企画及び立案並びに調整に關すること。
- 2 インフラ情報高度利用技術の調査、研究及び開

発に必要な機械器具及び施設の整備に關すること。

- 3 インフラ情報高度利用技術の調査、研究及び開発に係る業務のうち、模型施設その他これに類する施設の設計に關すること。

評価研究官

評価研究官は、命を受けて、国土技術政策総合研究所の行う研究評価に係る調査及び研究並びに研究評価の研究計画への反映に關する特定事項についての企画及び立案並びに調整に關する事務をつかさどる。

基準研究官

基準研究官は、命を受けて、土木技術及び建築・都市計画技術に係る基準に關する基礎的な調査及び研究に關する特定事項についての企画及び立案並びに調整に關する事務をつかさどる。

企 画 課

企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 調査、研究及び開発に係る業務の企画及び立案並びに総括を行うこと（コーディネート研究官の所掌に属するものを除く。）。
- 2 技術の指導に關する企画及び立案並びに調整を行うこと。
- 3 業績の発表を行うこと。

研究評価・推進課

研究評価・推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 研究評価に關すること（評価研究官の所掌に属するものを除く。）。
- 2 技術に關する渉外に關すること。
- 3 無体財産權に關すること。
- 4 図書、文献その他研究及び開発に關する資料に關すること。
- 5 調査、研究及び開発の報告書及び広報に係る資料の編集及び刊行に關すること。

施 設 課

施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 調査、研究及び開発に必要な機械器具及び施設の整備に關すること。
- 2 調査、研究及び開発に係る業務のうち、模型施設その他これに類する施設の設計に關すること。
- 3 廃水及び廃水処理施設の管理に關すること。
- 4 受変電設備、集中空氣調和設備その他これに類する設備の管理に關すること。

國際研究推進室

國際研究推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 海外の土木技術及び建築・都市計画技術に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。
- 2 国際協力に関する企画及び立案並びに調整を行うこと。

サイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官

サイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官は、情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。

◎管理調整部

管理調整部は、次に掲げる事務（国土交通省組織令第九十四条第一項各号に掲げる事務のうち国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第五十七号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第百一号、第百二号並びに第百九号（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）の整備及び保全に係るものに限る。）に掲げる事務に係るもの（以下「港湾空港関係事務」という。）に限る。）をつかさどる。

- 1 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 2 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 3 国土技術政策総合研究所の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 4 機構及び定員に関すること。
- 5 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 6 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 7 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 8 自動車安全特別会計の空港整備勘定に属する行政財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 9 広報に関すること。
- 10 調査、研究及び開発に関する基本的な企画及び立案に関すること（港湾情報化支援センターの所掌に属するものを除く。）。
- 11 研究評価に関すること。
- 12 調査、研究及び開発に関する成果の普及に関すること（港湾情報化支援センターの所掌に属するものを除く。）。
- 13 調査、研究及び開発並びに技術に関する指導の受託に関すること（港湾情報化支援センターの所掌に属するものを除く。）。

- 14 情報の収集、整理及び提供に関すること（港湾情報化支援センターの所掌に属するものを除く。）。
- 15 研修に関すること。
- 16 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しないものに関すること。

管 理 課

管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 2 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 3 管理調整部の所掌事務に関する総合調整に関すること（企画調整課及び国際業務研究室の所掌に属するものを除く。）。
- 4 機構及び定員に関すること。
- 5 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 6 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 7 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 8 自動車安全特別会計の空港整備勘定に属する行政財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 9 職員に貸与する宿舎に関すること。
- 10 表彰及び儀式に関すること。
- 11 営繕に関すること。
- 12 庁内の管理に関すること。
- 13 公務の執行により第三者が死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合における損害の賠償又は補償に関すること。
- 14 前各号に掲げるもののほか、管理調整部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

企画調整課

企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 調査、研究及び開発に関する総合調整に関すること（国際業務研究室の所掌に属するものを除く。）。
- 2 広報に関すること。
- 3 調査、研究及び開発に関する基本的な企画及び立案に関すること。
- 4 研究評価に関すること。
- 5 調査、研究及び開発に関する成果の普及に関すること。
- 6 調査、研究及び開発並びに技術に関する指導の受託に関すること。

- 7 図書及び文献の収集及び整理に関すること。
- 8 特許その他これに類するものに関すること。

国際業務研究室

国際業務研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 国内の技術上の基準の国際標準化及び外国の技術に関する調査、研究及び開発に関する総合調整に関すること。
- 2 国内の技術上の基準の国際標準化及び外国の技術に関する情報の収集、整理及び提供に関すること（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。
- 3 研修に関すること。
- 4 国際機関との連絡及び国際協力に関すること。

◎下水道研究部

下水道研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 下水道に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 2 下水の高度処理及び再利用に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

下水道研究官

下水道研究官は、下水道技術の高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

下水道エネルギー・機能復旧研究官

下水道エネルギー・機能復旧研究官は、下水道に関するエネルギーの利活用並びに被災時の機能の復旧及び確保に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

下水道研究室

下水道研究室は、下水道に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（下水処理研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

下水処理研究室

下水処理研究室は、下水の高度処理及び再利用に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

◎河川研究部

河川研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 河川等（河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。）をいう。以下同じ。）、河川等の環境及び河川構造物並びに流域の治水及び水利に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 2 海岸、海岸の環境及び海岸構造物に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導（土木

技術及び建築・都市計画技術に関する事務（以下「土木建築関係事務」という。）に関することに限る。）を行うこと。

- 3 水循環及びこれに伴う物質の移動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導（下水道研究部の所掌に属するものを除く。）を行うこと。
- 4 ダム、貯水池及びこれらに関連する水利構造物に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導並びにダム、貯水池及びこれらに関連する水資源開発施設の管理運用に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 5 洪水並びにそのはん濫予測システム及び情報伝達システム並びに水害対策技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

河川構造物管理研究官

河川構造物管理研究官は、河川構造物、海岸構造物並びにダム、貯水池及びこれらに関連する施設の管理の高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

水防災システム研究官

水防災システム研究官は、河川、海岸及び流域において実施される水害対策の総合化及び高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（水害研究室の所掌に属するものを除く。）を整理する。

水環境研究官

水環境研究官は、河川等及び海岸の環境に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

河川研究室

河川研究室は、河川等、河川等の環境及び河川構造物並びに流域の治水及び水利に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（水循環研究室、大規模河川構造物研究室及び水害研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

海岸研究室

海岸研究室は、海岸、海岸の環境及び海岸構造物に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（土木建築関係事務に関することに限る。）をつかさどる。

水循環研究室

- 1 水循環及びこれに伴う物質の移動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（下水道研究部の所掌に属するものを除く。）。
- 2 ダム、貯水池及びこれらに関連する水資源開発

施設の運用に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること。

大規模河川構造物研究室

大規模河川構造物研究室は、ダム、貯水池及びこれらに関連する水理構造物に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導並びにダム、貯水池及びこれらに関連する水資源開発施設の管理に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

水害研究室

水害研究室は、洪水並びにそのはん濫予測システム及び情報伝達システム並びに水害対策技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

◎土砂災害研究部

土砂災害研究部は、次に掲げる事務（土木建築関係事務に限る。）をつかさどる。

- 1 砂防、地すべり、ぼた山の崩壊、急傾斜地の崩壊及び雪崩並びに砂防構造物、地すべり防止施設、ぼた山崩壊防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 2 土砂災害対策に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

土砂災害情報研究官

土砂災害情報研究官は、急傾斜地、山地河川の流域その他の土砂災害が発生するおそれのある場所、砂防構造物、地すべり防止施設、ぼた山崩壊防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設並びに山地河川の流砂量に関する観測その他の土砂災害対策に資する観測の結果に関する高度な情報通信技術を用いた調査、情報の管理及び分析、試験、研究並びに開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

砂防研究室

砂防研究室は、砂防、地すべり、ぼた山の崩壊、急傾斜地の崩壊及び雪崩並びに砂防構造物、地すべり防止施設、ぼた山崩壊防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設に係る計画及び管理に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（深層崩壊対策研究官及び土砂災害研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

土砂災害研究室

土砂災害研究室は、土砂災害対策に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（深層崩壊対策研究官の所掌に属するものを除く。）

をつかさどる。

◎道路交通研究部

道路交通研究部は次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 道路に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導（道路構造物研究部の所掌に属するものを除く。）を行うこと。
- 2 道路の安全性及び利便性の向上並びに沿道における快適な生活環境の確保に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 3 道路の環境対策に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 4 道路交通システムの高度化及び情報化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

道路研究官

道路研究官は、次に掲げる事務を整理する。

- 1 道路交通研究部の所掌事務のうち、道路に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（道路防災研究官及び道路情報高度化研究官の所掌に属するものを除く。）。)
- 2 道路の環境対策に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること。

道路防災研究官

道路防災研究官は、道路交通研究部の所掌事務のうち、道路の防災に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

道路情報高度化研究官

道路情報高度化研究官は、道路交通システムの高度化及び情報化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

道路研究室

道路研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 道路に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（道路構造物研究部並びに道路交通安全研究室及び高度道路交通システム研究室の所掌に属するものを除く。）。)
- 2 道路の安全性及び利便性の向上に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと（道路交通安全研究室の所掌に属するものを除く。）。)

道路交通安全研究室

道路交通安全研究室は、道路における交通安全対策及び沿道における快適な生活環境の確保に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

道路環境研究室

道路環境研究室は、道路の環境対策に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

高度道路交通システム研究室

高度道路交通システム研究室は、道路交通システムの高度化及び情報化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

◎道路構造物研究部

道路構造物研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 道路の構造物に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（次号に掲げるものを除く）。
- 2 国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、地震、津波等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する業務で道路に関すること。
- 3 地震防災情報のシステム化、地震防災計画及び設計入力地震動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導並びに地震防災情報に関する処理システムの管理運営に関する業務で道路に関すること。

道路構造物管理システム研究官

道路構造物管理システム研究官は、道路構造物の管理の高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

道路構造物機能復旧研究官

道路構造物機能復旧研究官は、地震、津波等による災害又は老朽により不具合が発生した道路構造物の機能の復旧及び確保に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

橋梁研究室

橋梁研究室は、道路構造物のうち、橋梁（下部工及び基礎を除く。）及び道路附属物（共同溝及び電線共同溝を除く。）に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

構造・基礎研究室

構造・基礎研究室は、橋梁のうち下部工及び基礎、トンネル、土工構造物のうち擁壁及びカルバート並びにその他の道路構造物に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（橋梁研究室及び道路基盤研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

道路基盤研究室

道路基盤研究室は、道路の土工構造物（擁壁及びカルバートを除く。）及び舗装に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

道路地震防災研究室

道路地震防災研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、地震、津波等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する業務で道路に関すること（橋梁研究室及び構造・基礎研究室の所掌に属するものを除く。）。
- 2 地震防災情報のシステム化、地震防災計画及び設計入力地震動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導並びに地震防災情報に関する処理システムの管理運営に関する業務で道路に関すること。

◎建築研究部

建築研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 建築物及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十八条第一項及び第二項に規定する工作物（以下「建築物等」という。）の基準及び認証の体系に関する調査、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 2 建築物等の構造及び建築地盤に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 3 建築物等の防火及び防煙に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 4 建築設備に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 5 建築物等の材料及び部材並びに建築物等の維持保全に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 6 建築物の品質に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 7 建築物等の性能評価、研究評価に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 8 建築物等の災害対策に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導の企画及び立案並びに調整を行うこと。

建築新技術統括研究官

建築新技術統括研究官は、命を受けて、建築研究部の所掌事務に係る新技術（建築基準法の規定及びこれに基づく命令の規定の予想しない特殊の構造方

法又は建築材料に係る技術を含む。)に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する重要事項に関する事務を整理する。

建築品質研究官

建築品質研究官は、建築物の品質に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

建築災害対策研究官

建築災害対策研究官は、命を受けて、建築物等の災害対策に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

基準認証システム研究室

基準認証システム研究室は、次に掲げる事項に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

- 1 建築物等の基準及び認証の体系に関すること。
- 2 建築物等（建築設備を除く。）の維持保全に関すること。

構造基準研究室

構造基準研究室は、建築物等及び建築地盤に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

防火基準研究室

防火基準研究室は、建築物等の防火及び防煙に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

設備基準研究室

設備基準研究室は、建築設備に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

材料・部材基準研究室

材料・部材基準研究室は、建築物等の材料及び部材に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

評価システム研究室

評価システム研究室は、建築物等の性能評価、研究評価に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

◎住宅研究部

住宅研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 住宅計画並びに公共住宅その他これに類するものの建設及び管理に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 2 住環境の計画に関する調査、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと（次号に掲げるものを除く。）。

く。）。

- 3 建築物の室内環境に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 4 住宅生産その他の建築生産に関する調査、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 5 住宅の性能に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 6 住宅の需要、計画、生産、流通、管理その他これらに類するものに係る情報システムに関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導の企画及び立案並びに調整を行うこと。

建築環境新技術研究官

建築環境新技術研究官は、住宅研究部の所掌事務のうち、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に係る新技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

住宅性能研究官

住宅性能研究官は、住宅の性能に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

住宅情報システム研究官

住宅情報システム研究官は、命を受けて、住宅の需要、計画、生産、流通、管理その他これらに類するものに係る情報システムに関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

住宅計画研究室

住宅計画研究室は、住宅計画及び公共住宅その他これに類するものの建設に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（住宅ストック高度化研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

住宅ストック高度化研究室

住宅ストック高度化研究室は、住宅計画（住宅の管理及び流通に係る部分に限る。）及び公共住宅その他これに類するものの管理に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

建築環境研究室

建築環境研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 住環境の計画に関する調査、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと（次号に掲げるものを除く。）。
- 2 建築物の室内環境に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

住宅生産研究室

住宅生産研究室は、住宅生産その他の建築生産に関する調査、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

◎都市研究部

都市研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 都市計画に関する調査、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 2 都市施設に関する調査、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 3 都市防災に関する調査、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 4 都市開発に関する調査、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

都市計画研究室

都市計画研究室は、都市計画に関する調査、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

都市施設研究室

都市施設研究室は、都市施設に関する調査、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

都市防災研究室

都市防災研究室は、都市防災に関する調査、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

都市開発研究室

都市開発研究室は、都市開発に関する調査、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

◎港湾・沿岸海洋研究部

港湾・沿岸海洋研究部は、次に掲げる事項に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務（港湾空港関係事務に限り、管理調整部及び港湾情報化支援センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 1 港湾の整備、利用及び保全に関すること。
- 2 航路の整備及び保全に関すること。
- 3 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること。
- 4 沿岸及び海洋（以下「沿岸海洋」という。）の利用、開発及び保全に関すること。

港湾新技術研究官

港湾新技術研究官は、命を受けて、次に掲げる事項に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する重要事項に関する事務を整理する。

- 1 港湾の整備、利用及び保全に係る新技術に関すること。
- 2 航路の整備及び保全に係る新技術に関すること。
- 3 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に係る新技術に関すること。

沿岸海洋新技術研究官

沿岸海洋新技術研究官は、命を受けて、沿岸海洋の利用、開発及び保全に係る新技術に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する重要事項に関する事務を整理する。

津波・高潮災害研究官

津波・高潮災害研究官は、命を受けて、港湾及び沿岸海洋における津波又は高潮による災害への対策に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する重要事項に関する事務を整理する。

港湾計画研究室

港湾計画研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 港湾の整備、利用及び保全並びに航路の整備及び保全に関する計画に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関すること（港湾システム研究室の所掌に属するものを除く。）。
- 2 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関すること。
- 3 前二号に掲げるもののほか、港湾・沿岸海洋研究部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

港湾システム研究室

港湾システム研究室は、次に掲げる事項に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務をつかさどる。

- 1 港湾の配置、機能及び能力に関すること。
- 2 港湾及び航路の整備及び保全に関する事業の評価に関すること。

港湾施設研究室

港湾施設研究室は、次に掲げる事項に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務をつかさどる。

- 1 港湾の施設の設計に関すること。
- 2 港湾の施設に関する技術上の基準に関すること（港湾情報化支援センターの所掌に属するものを除く。）。

沿岸域システム研究室

沿岸域システム研究室は、沿岸域の総合的な利用、開発及び保全に関する計画に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務をつかさ

どる。

海洋環境・危機管理研究室

海洋環境・危機管理研究室は、沿岸海洋の環境及び危機管理に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務（港湾・沿岸防災研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

港湾・沿岸防災研究室

港湾・沿岸防災研究室は、港湾及び沿岸海洋における災害の防止に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務をつかさどる。

◎空港研究部

空港研究部は、空港等の整備及び保全に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務（管理調整部及び港湾・沿岸海洋研究部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

空港新技術研究官

空港新技術研究官は、命を受けて、空港研究部の所掌事務に係る新技術に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する重要事項に関する事務を整理する。

空港計画研究室

空港計画研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 空港等の整備及び保全に関する計画に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導にすること。
- 2 前号に掲げるもののほか、空港研究部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

空港施設研究室

空港施設研究室は、次に掲げる事項に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務をつかさどる。

- 1 空港等の施設の設計にすること。
- 2 空港等の施設に関する技術上の基準にすること。

空港施工システム室

空港施工システム室は、空港等の整備及び保全に関する工事の積算基準、施工基準その他の工事の実施に関する事項に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務をつかさどる。

◎社会資本マネジメント研究センター

社会資本マネジメント研究センターは、次に掲げる事務（土木建築関係事務に限ることに限る。）をつかさどる。

- 1 社会資本の整備のマネジメント及び政策評価に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並び

に技術の指導を行うこと。

- 2 情報システムの整備及び管理に関する事。
- 3 建設経済に関する調査、研究及び開発を行うこと。
- 4 緑化、公園及び緑地並びに生態系の保存に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 5 国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、地震、津波等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。
- 6 地震防災情報のシステム化、地震防災計画及び設計入力地震動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導並びに地震防災情報に関する処理システムの管理運営に関する事（道路構造物研究部の所掌に属するものを除く。）。)

建設マネジメント研究官

建設マネジメント研究官は、命を受けて、建設事業のマネジメント及び政策評価に係る技術に関する調査、研究及び開発並びに技術の指導に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

国土防災研究官

国土防災研究官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、地震、津波等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整にすること（熊本地震復旧対策研究室の所掌に属するものを除く。）。)
- 2 地震防災情報のシステム化、地震防災計画及び設計入力地震動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導並びに地震防災情報に関する処理システムの管理運営に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整にすること（道路構造物研究部の所掌に属するものを除く。）。)

情報研究官

情報研究官は、命を受けて、情報通信技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる

社会資本マネジメント研究室

社会資本マネジメント研究室は、社会資本の整備のマネジメント及び政策評価に係る技術に関する調

査、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（社会資本システム研究室、社会資本施工高度化研究室、社会資本情報基盤研究室及び建設マネジメント研究官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

社会資本システム研究室

社会資本システム研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 社会資本の整備に必要な情報の収集及び利用に関するシステムに係る調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと（社会資本施工高度化研究室内の所掌に属するものを除く。）。2 情報システムの整備及び管理に関すること。

社会資本施工高度化研究室

社会資本施工高度化研究室は、社会資本の整備に必要な情報の収集及び利用に関するシステムに係る調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務のうち建設機械施工その他の工事の施工の高度化に関することをつかさどる。

社会資本情報基盤研究室

社会資本情報基盤研究室は、社会資本の整備における情報通信技術及びその利用に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる（情報研究官の所掌に属するものを除く。）。

建設経済研究室

建設経済研究室は、建設経済に関する調査、研究及び開発に関する事務をつかさどる。

緑化生態研究室

緑化生態研究室は、緑化、公園及び緑地並びに生態系の保存に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

◎港湾情報化支援センター

港湾情報化支援センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 港湾空港関係事務に関する情報システムの整備及び管理に関すること。
- 2 港湾空港関係事務に係る情報化に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 3 港湾、航路及び港湾に係る海岸に関する整備、利用、保全及び管理（航路にあつては、整備、保全及び管理）に係る情報化に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関すること（管理調整部の所掌に属するものを除く。）。

情報システム課

情報システム課は、次ぎに掲げる事務をつかさどる。

- 1 港湾空港関係事務に関する情報システムの整備

及び管理に関すること（積算支援業務課及び港湾施工システム・保全課の所掌に属するものを除く。）。

- 2 港湾空港関係事務に係る情報化に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

積算支援業務課

積算支援業務課は、港湾空港関係事務のうち、工事に関する積算に係る情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。

港湾施工システム・保全課

港湾施工システム・保全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の積算基準、施工基準その他の工事の実施に関する情報化に係る研究及び開発の企画及び立案並びに情報システムの整備に関すること（積算支援業務課の所掌に属するものを除く。）。2 前号に掲げるもののほか、港湾及び航路の保全に関する情報化に係る研究及び開発の企画及び立案並びに情報システムの整備に関すること。

港湾業務情報化研究室

港湾業務情報化研究室は、港湾、航路及び港湾に係る海岸に関する整備、利用、保全及び管理（航路にあつては、整備、保全及び管理）に係る情報化に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務（港湾施工システム・保全課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

建設専門官

建設専門官は、命を受けて、国土技術政策総合研究所の所掌事務に関する専門的事項をつかさどる。

◎内部組織（所長通達により設置）

グリーン社会実現研究推進本部

国総研が実施する全分野のグリーン社会実現に関する研究についての情報共有、分野横断的なグリーン社会実現に関する研究。

防災・減災研究推進本部

国総研が実施する全分野の防災・減災に関する研究についての情報共有、分野横断的な防災・減災に関する研究。

メンテナンス研究推進本部

国総研が実施する全分野の維持管理に関する研究についての情報共有、分野横断的な維持管理に関する研究。

インフラ DX 研究推進本部

インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーションに関する研究・開発等を推進し、インフラ分野における DX 関連技術の普及を図る。

5. 予 算

(単位：千円)

区 分	5 年度予算額	前年度予算額	対前年度比較増△減
一 般 会 計	(406,156) 25,462,395	(47,948) 22,476,213	(358,208) 2,986,182
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	(406,156) 7,205,362	(47,948) 5,999,656	(358,208) 1,205,706
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 共 通 費 人 件 費	(0) 3,184,493 2,568,447	(1,012) 3,074,763 2,533,657	(△ 1,012) 109,730 34,790
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 共 通 経 費 ・ 共 通 経 費	(0) 616,046 616,046	(1,012) 540,264 103,285	(△ 1,012) 75,782 512,761
・ 一般事務処理費	(0) 0	(1,012) 436,979	(△ 1,012) △ 436,979
一般事務処理経費	(0) 0	(0) 842	(0) △ 842
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 施 設 費	(405,674) 1,222,760	(46,936) 1,078,182	(358,738) 144,578
技 術 研 究 開 発 推 進 費 一般研究経費	(482) 492,593 205,420	(0) 483,690 212,112	(482) 8,903 △ 6,692
下水道を核とした資源循環システムの広域化・共同化に関する研究	9,684	9,690	△ 6
氾濫シナリオ別ハザード情報図に基づく減災対策検討手法の研究	9,632	9,955	△ 323
土砂・洪水氾濫発生時の土砂到達範囲・堆積深を高精度に予測するための計算モデルの開発	0	0	0
既存建築物における屋根ふき材の耐風診断・補強技術評価に関する研究	11,048	8,603	2,445
浴槽レス浴室のバリアフリー基準に関する研究	10,877	8,622	2,255
都市関連データのオープン化と利活用の推進に関する研究	0	0	0
国際海上コンテナ背後輸送の効率化方策に関する研究	7,977	10,000	△ 2,023
RC造マンションの既存住宅状況調査等の効率化に向けたデジタル新技術の適合性評価基準の開発	10,660	0	10,660
既存オフィスビル等の省エネ化に向けた現況診断に基づく改修設計法に関する研究	11,018	0	11,018
脱炭素化の推進に向けた沿岸環境保全技術における炭素貯留効果を最大化する手法の開発に関する研究	21,458	8,350	13,108
効率的な維持管理に向けた既存港湾施設のBIM/CIM構築手法に関する研究	20,367	8,400	
木造住宅の長寿命化に資する外壁内の乾燥性能評価に関する研究	11,443	0	
省CO2に資するコンクリート系新材料の建築物への適用のための性能指標に関する研究	0	0	
既存マンションにおける省エネ性能向上のための改修効果の定量化に関する研究	9,473	9,473	
人流ビッグデータを活用した建物用途規制の運用支援技術の開発	15,102	15,144	
事前防災対策による安全な市街地形成のための避難困難性評価手法に関する研究	10,000	14,906	
生産性向上のための空港コンクリート構造物の標準規格化に関する研究	19,080	11,519	
近年の激甚化・頻発化する災害を踏まえた調査研究【令和5年度補正予算（第1号）】	109,354	0	
現場の環境変化を考慮した土木施工の安全対策の高度化に関する研究	0	7,358	△ 7,358
スマートシティ推進支援のための主要な都市問題解決に係る計画評価技術の開発	0	10,660	△ 10,660
空き家の管理不全化に対する予防的対策効果の定量化に関する研究	0	10,096	△ 10,096
災害後における居住継続のための自立型エネルギーシステムの設計目標に関する研究	0	10,660	△ 10,660
非住宅建築物の防火性能の高度化に資する新しい性能指標および評価プログラムの開発	0	10,383	△ 10,383
自動運転空港除雪車両の導入に関する研究	0	5,250	△ 5,250
近年の激甚化・頻発化する災害を踏まえた調査研究【令和4年度補正予算（第2号）】	0	102,509	△ 102,509
情報通信技術調査等適正・効率化推進費	948,375	144,947	803,428
治水海岸事業工事諸費	564,954	548,248	16,706
道路整備事業工事諸費	460,586	467,567	△ 6,981
科学技術イノベーション創造推進費	128,000	0	128,000
港湾空港整備事業工事諸費	203,601	202,259	1,342

(単位：千円)

区 分	5年度予算額	前年度予算額	対前年度比較増△減
国 土 交 通 本 省	18,241,626	16,459,363	1,782,263
国 土 交 通 本 省 共 通 費	292,566	224,575	67,991
住 宅 市 場 整 備 推 進 費	6,037	5,820	217
国 営 公 園 等 事 業 費	42,000	40,000	2,000
下 水 道 事 業 費	3,692,800	4,823,000	△ 1,130,200
河 川 整 備 事 業 費	476,614	511,948	△ 35,334
多 目 的 ダ ム 建 設 事 業 費	556	632	△ 76
総 合 流 域 防 災 事 業 費	973,848	591,674	382,174
砂 防 事 業 費	15,739	15,739	0
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 等 事 業 費	21,175	16,175	5,000
海 岸 事 業 費	230,267	251,599	△ 21,332
道 路 交 通 安 全 対 策 費	0	46,004	△ 46,004
港 湾 事 業 費	4,217,503	3,409,272	808,231
エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費	471	0	471
地 域 連 携 道 路 事 業 費	5,736,922	3,579,800	2,157,122
国 際 協 力 費	792	28,281	△ 27,489
都市再生・地域再生整備事業費	10,400	12,000	△ 1,600
離 島 振 興 事 業 費	22,095	23,457	△ 1,362
社会資本整備・管理効率化推進費	11	7	4
北 海 道 開 発 事 業 費	521,262	408,815	112,447
技 術 研 究 開 発 推 進 費	1,295,530	694,404	601,126
沖 縄 開 発 事 業 費	159,497	211,530	△ 52,033
科学技術イノベーション創造推進費	324,000	700,356	△ 376,356
情 報 化 推 進 費	99,978	284,800	△ 184,822
治 水 海 岸 事 業 調 査 諸 費	20,153	21,138	△ 985
都 市 開 発 事 業 調 査 諸 費	2,530	2,770	△ 240
住 宅 対 策 諸 費	18,000	0	18,000
住 宅 建 設 事 業 調 査 諸 費	11,356	9,672	1,684
国 営 公 園 等 事 業 調 査 諸 費	5,393	5,077	316
下 水 道 事 業 調 査 諸 費	40,456	41,168	△ 712
情報通信技術調達等適正・効率化推進費	3,675	499,650	△ 495,975
地方整備局	15,407	17,194	△ 1,787
道 路 整 備 事 業 工 事 諸 費	8,807	10,674	△ 1,867
港 湾 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費	6,600	6,520	80
自動車安全特別会計	624,142	597,401	26,741
空港整備勘定	624,142	597,401	26,741
空 港 等 維 持 運 営 費	28,562	28,321	241
空 港 整 備 事 業 費	504,190	446,664	57,526
北 海 道 空 港 整 備 事 業 費	28,448	42,778	△ 14,330
沖 縄 空 港 整 備 事 業 費	27,000	45,444	△ 18,444
空 港 等 整 備 事 業 工 事 諸 費	35,942	34,194	1,748
計	(406,156)	(47,948)	(358,208)
	26,086,537	23,073,614	3,012,923

注) 上段 () 外書は、支出委任経費である。